

野洲市生活環境を守り育てる条例

近隣の市も含め油漏れ事故の発生が後をたたず、市内でも最近発生しました。事故は発生するとその処置に多くの労力と費用を要します。事故を起こさないため、もう一度施設、管理方法を見直すとともに、万一事故が発生した時どのように対応すれば被害が最小限に食い止められるか確認しておく必要があります。野洲市では、条例でこれらの対応について定められています。

油類の漏えい等の防止(条例第30条)

原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油、動植物油を貯蔵、取り扱う事業者(指定数量の1/5未満に限る。)は、公共への「漏えい・拡散」防止の必要な措置を講ずることが義務づけられています。

1. 次の事業を営む事業所

- ・自動車整備業
- ・動植物油脂製造業
- ・食料品製造業(食用油使用・保有量200L以上)
- ・使用済油脂取扱者

2. 次の施設を保有する事業所

- ・車両洗浄施設
- ・機械式駐車設備で同時駐車50台以上
- ・金属切削屑の屋外保管で上屋根のない施設
- ・廃棄物保管で、使用済油類を保管する施設
- ・燃料油燃焼施設で屋外設置の上屋根のない施設

3. 上記以外で外部へ流出するおそれある施設を保有する事業所

- ・100台以上の同時駐車能力で上屋根のない施設
- ・500台以上の同時駐車能力で立体駐車施設

- ・設備からの漏洩はありませんか？
 - ・貯蔵施設の定期点検はをえていますか？
 - ・埋設配管の腐食は大丈夫ですか？
 - ・オイルマットは常備されていますか？
- 等々

監視・点検！！

漏えい等防止対策

	油類を製造、加工する者	貯蔵する者	運搬する者	貯蔵施設に補給・移送する者
設備の漏えい点検	○			
貯蔵施設の定期点検		○		
運搬容器からの漏れ			○	
器具の事前点検			○	
設備の事前点検、監視人を置く				○
吸着する資材の備え、	○	○	○	○

緊急管理体制

1. 油類流出事故等発生時における関係機関への連絡体制

- ①社内連絡網が確立されていますか？
- ②行政(野洲市環境課、消防署等)への連絡先は明確になっていますか？

2. 油類流出事故等発生状況を至急に把握できる体制

- ①社内の雨水・排水経路を把握されていますか？
- ②社外への排水出口を把握されていますか？
- ③周辺の水路を把握されていますか？

3. 油類の流出や拡散の防止及び回収を速やかに実施できる体制

- ①油類流出事故の訓練を定期的実施されていますか？
- ②緊急事態の対応教育をされていますか？